

令和2年4月7日

学生・教職員の皆さんへ

和歌山県立医科大学理事長・学長 宮下和久

国の緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症に対する対応について

本日、国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言を出しました。対象地域は、首都圏や大阪府、兵庫県など7都府県ですが、阪神間と通勤通学圏を密にする本学にとりましてもこの状況を厳しく受け止め、感染拡大防止に万全を期することと致します。

すでに、4月1日付けで、「和歌山県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症に対する学生、教職員の具体的な対応策、附属病院BCP(事業継続計画)の策定など、総合的な対策を推し進めているところです。本学の学生、教職員におかれましては、それぞれの立場で感染症拡大防止のための行動を率先して行うとともに、一致団結して、本感染症の予防ならびに治療に関して、県立医科大学としての役割を積極的に果たしてまいりたいと思います。